

Q		A
1	JSAPIMS(麻酔台帳)の導入必須化の経緯を教えてください。	専門医制度が学会認定から一般社団法人日本専門医機構による認定に移行するに伴い、機構からは、資格申請に必要な症例情報を正確に収集し、かつ、審査において疑義が出た場合に該当症例を速やかに提出することが求められております。 これを受け、本学会では、機構の専門医制度に参画する外科系の基本領域と同様、2019年より各麻酔科医の麻酔担当症例の詳細についてJSAPIMSを所属施設から提出していただくことになりました。
2	新たにリリースされるJSAPIMSの概要を教えてください。	下記ページの「JSAPIMS(Ver6.0)の機能およびリリース概要について」をご覧ください。 http://www.anesth.or.jp/med/post-4.html
3	いつまでに導入しなければならないでしょうか。	下記ページの「今後の予定」をご覧ください。 http://www.anesth.or.jp/med/post-4.html
4	認定病院以外で勤務している場合も、JSAPIMSを導入しなければならないのでしょうか。	導入必須化の対象は、認定病院です。それ以外の施設は、提出は不要ですが、使用できませんので導入については各施設で判断ください。従来の方法で申請書式を作成ください。
5	JSAPIMS以外の症例データベースを使用しています。2019年以降はどのような対応をするとよいでしょうか。	今回のJSAPIMSのバージョンアップは専門医制度を踏まえてのデータ集計機能を実装しています。専門医制度における経験症例数の集計ロジックは複雑であり公正を期するために日本麻酔科学会が提供するJSAPIMSを使用してください。
6	今回のJSAPIMSのバージョンアップ(JSAPIMS2019)に対応してシステム連携を改修することは必須でしょうか。	JSAPIMS2019は過去のバージョンのシステム連携に対応しており、既存の連携プログラムを引き続き使用することが可能です。旧バージョンの連携プログラムでは、一部にデータ連携できない項目もありますが、その際は不足項目をJSAPIMSに手入力することでデータ作成が可能です。
7	病院内で導入にかかる準備をしているが、予定通りに導入が間に合わない場合、猶予措置はありますか。	2019年の症例情報から入力必須化し、症例情報の提出時期は2020年からとなります。そちらまでに症例データを反映いただけましたら提出には支障はありません。 各種提出物の時期: 2019年1月から12月分の症例データ: 偶発症例調査(2019年12月から2020年3月施設から学会に提出予定) 2019年4月から2020年3月の症例データ: 施設の年次報告および個人の臨床実績(2020年4月または5月施設から学会に提出予定)